いて同じ。）がその一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（同法第二条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。第二十九条の六第五項第五号において同じ。）について運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離を短縮することにより当該運転者の過労運転の防止を図りつつ、必要な物資が必要なときに確実に運送されるようにするために行う事業であって、特定貨物自動車中継輸送施設において当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の二以上の貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行うもの（当該特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者が当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者に当該特定貨物自動車中継輸送施設を使用させる場合にあっては、当該使用させる事業を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二十九条の三　国は、運転者の過労運転の防止を図るとともに、第二条（第一号に係る部分に限る。）の基本理念（以下この節において「基本理念」という。）の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送に関する情報の提供、貨物自動車相互間の中継輸送を行い、又は行おうとする者への助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、基本理念の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送を行う者に対し、その実施に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第二十九条の四　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、その運転者の過労運転の防止を図るとともに、基本理念の実現に資するため、相互に連携し、及び協働し、貨物自動車相互間の中継輸送を実施するよう努めなければならない。

2　荷主及び倉庫業者（倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。第三十条第八号イ及び次章第四節において同じ。）その他の貨物自動車に係る貨物の積卸施設の管理者（次条第二項第四号において「倉庫業者等」という。）は、基本理念の実現に資するため、その業務の遂行に支障のない範囲内において、貨物自動車相互間の中継輸送の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

（基本方針）

第二十九条の五　国土交通大臣は、運転者の過労運転の防止を図るとともに、基本理念の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関し、基本的な方針（以下この条及び次条第五項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　貨物自動車相互間の中継輸送の意義及び目標に関する事項

二　貨物自動車中継輸送事業の実施に関する基本的な事項

三　貨物自動車中継輸送事業の実施に当たって配慮すべき事項

四　貨物自動車相互間の中継輸送に係る一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、荷主、倉庫業者等その他の関係者相互間の連携及び協働に関する基本的な事項

五　その他貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する重要事項

3　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関）に協議するものとする。

4　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節　貨物自動車中継輸送実施計画の認定等

（貨物自動車中継輸送実施計画の認定）

第二十九条の六　貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者は、共同して、その実施しようとする貨物自動車中継輸送事業についての計画（以下この章において「貨物自動車中継輸送実施計画」という。）を作成し、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に提出して、その貨物自動車中継輸送実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　貨物自動車中継輸送実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　貨物自動車中継輸送事業の目標

二　貨物自動車中継輸送事業を実施する区域

三　貨物自動車中継輸送事業の内容（次号に掲げるものを除く。）

四　貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備並びに管理主体

五　貨物自動車中継輸送事業の実施時期

六　運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離の短縮その他の貨物自動車中継輸送事業の実施により見込まれる効果

七　貨物自動車中継輸送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3　貨物自動車中継輸送実施計画には、第一項の認定を受けようとする者以外の者が行う特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する次に掲げる事項を含めることができる。

一　当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備の内容及びその実施主体

二　当該特定貨物自動車中継輸送施設の用に供する土地の所在及び面積

三　その他国土交通省令で定める事項

4　第二項第三号又は第四号に掲げる事項には、貨物自動車中継輸送事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一　貨物自動車運送事業法第九条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。第二十九条の八において同じ。）の認可を要する事業計画の変更に関する事項

二　貨物自動車運送事業法第九条第三項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。第二十九条の八において同じ。）の規定による届出を要する事業計画の変更に関する事項

三　自動車ターミナル法第七条第一項又は第十一条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項

四　自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を要する同法第二条第六項に規定するトラックターミナルの位置、規模、構造又は設備の変更に関する事項

五　倉庫業法第三条の登録に係る同法第四条第一項各号に掲げる事項

六　倉庫業法第七条第一項の変更登録を要する同法第四条第一項各号に掲げる事項の変更に関する事項

七　倉庫業法第七条第三項又は第八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

5　国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その貨物自動車中継輸送実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が貨物自動車中継輸送事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合すること。

四　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

五　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、特定貨物自動車運送事業に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第三十五条第六項において準用する同法第九条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同法第三十五条第六項において読み替えて準用する同法第九条第二項において準用する同法第三十五条第三項各号に掲げる基準に適合すること。

六　貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものであって、自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号（同法第十一条第一項に規定する構造又は設備の変更にあっては、同法第六条第一号）に掲げる基準に適合すること。